

マンション標準管理規約の改正案に関するご意見の募集について

マンション標準管理規約の見直しに関する検討会（委員長：鎌野邦樹早稲田大学大学院教授）では、マンション管理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、「マンション標準管理規約」のあり方について検討を行うため、平成 22 年 8 月から議論を進めてまいりました。

このたび、「マンション標準管理規約」の改正案をとりまとめましたが、この改正案について、広く国民の皆様からのご意見を以下のとおり募集いたします。

意見募集要領

1. 意見募集対象

マンション標準管理規約の改正案（別紙 1～7）

2. 意見募集期間

平成 22 年 12 月 24 日（金）～平成 23 年 1 月 28 日（金）必着

3. 意見送付方法

別添意見提出様式にご意見を日本語にてご記入の上、以下のいずれかの方法で提出して下さい。

なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 郵送の場合

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室パブリックコメント担当 宛て

(2) 電子メールの場合

メールアドレス：shigaichi@mlit.go.jp

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室パブリックコメント担当 宛て

※電子メールの題名を「標準管理規約改正案に関する意見」として下さい。

※電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

(3) FAX の場合

FAX 番号：03-5253-1631

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室パブリックコメント担当 宛て

4. 注意事項

頂いたご意見に対し個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨をご了承下さい。また、頂いたご意見は、個人が特定される情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス）を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。